

関西広域連合規約の変更について

1 変更の理由

大阪・関西万博の開催を契機に関西の更なる飛躍への期待が高まる中、関西広域連合は設立から15年目に入った。これを機に、万博のレガシーの創出および継承による関西各地域の発展、広域防災をはじめとする広域事務を担う力と府県・政令市が協働する力の向上を目指し、関西広域連合の体制を強化するために必要な規約の変更を行う。

2 変更の概要

- (1) 副広域連合長の定数（現行1人）を「3人以内」に変更（第12条第1項）
- (2) 広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理に関する規定の変更（第12条第2項）
- (3) 広域連合委員会の副委員長に充てられる副広域連合長に関する規定の変更（第15条第5項）

3 施行日

総務大臣の許可のあった日（令和7年6月頃の予定）

4 スケジュール(案)

時期	内容
令和7年	
2～3月	構成団体の議会において規約変更の議案上程
4月上旬	規約変更の許可申請（関西広域連合→総務大臣）
6月以降	総務大臣から規約変更の許可 副広域連合長の選任

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 前 (R6. 2. 20変更許可規約)	変 更 案
<p>第1条～第11条 (略) (広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長<u>1人</u>を置く。</p> <p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条・第14条 (略) (広域連合委員会の設置等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略) (広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長<u>3人以内</u>を置く。</p> <p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。<u>この場合において、副広域連合長が2人以上あるときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第13条・第14条 (略) (広域連合委員会の設置等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長<u>1人</u>を置き、副広域連合長<u>(副広域連合長が2人以上ある場合にあつては、広域連合長が指定する副広域連合長)</u>をもって充てる。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>